

の六の十第二十六項」を加える。

第九十七条の二を削る。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の六の六第二十項」の下に「第七十条の六の八第二十七項、第七十条の六の十第二十八項」を加える。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)

第十二条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税(第四十四条―第四十六条)」を

「第三章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税(第四十四条―第四十六条)

第四章 罰則(第四十七条)

」に改める。

第二条第三号中「第二条第一号」を「。以下この章において「租税条約等実施特例法」という。」第二条第一号」に改める。

第四条第一項及び第五条中「及び第四十一条」を「第四十一条及び第四十一条の二」に改める。

第三十二条第二項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「及び」という。）」を削る。

第三十六条第一項中「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「第六十六条の四第二十一項第三号又は第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号又は第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改める。

第三十七条第一項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に、「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改める。

第三十八条第一項、第三項及び第五項並びに第三十九条第一項及び第六項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第

六十八條の八十八第二十八項第一号」に改める。

第四十條第二項、第四項の表第一項の項、第五項及び第七項の表第六項の項中「第六十六條の四第二十一項第一号」を「第六十六條の四第二十七項第一号」に、「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に、「第四十條の三の三第十六項第一号」を「第四十條の三の三第二十二項第一号」に改める。

第四十一條の次に次の一條を加える。

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第四十一條の二 報告金融機関等（租税条約等実施特例法第十條の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この條において同じ。）は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて特定取引（同項第二号に規定する特定取引をいう。次項及び第四項において同じ。）を行つた者（租税条約等実施特例法第十條の六第一項に規定する政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、租税条約等実施特例法第十條の五第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる

事務所の所在地及び特定居住地区（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定居住地区をいう。次項において同じ。）、当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める場合には、同項に規定する政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。

- 一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法
- 二 当該報告事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

2 前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

- 一 特定居住地区が報告対象国（報告事項に相当する事項（居住者及び内国法人に係るものを含む。）

の提供を求めるために必要な措置が講じられている外国として総務省令、財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）である者（特定居住地国が報告対象国である租税条約等実施特例法第十条の五第七項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第六号に規定する特定組合員を含む。）が締結しているもの

二 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人（租税条約等実施特例法第十条の五第七項第四号に規定する特定法人をいう。以下この号において同じ。）で、当該特定法人に係る同項第五号に規定する実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの

3 報告金融機関等は、第一項の規定により報告事項を提供した場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該報告事項に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 報告金融機関等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る特定取引に係る契約が終了した日その他の総務省令、財務省令で定める日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

5 第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の適用に関

し必要な事項は、政令で定める。

6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第一項に規定する報告対象契約に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

8 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第六項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

10 第八項に定めるもののほか、第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

本則に次の一章を加える。

第四章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の二第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項を税務署長に提供した者

二 第四十一条の二第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十一条の二第六項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした同項に規定する帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

2 法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）

又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削る。

第三条の二の見出し中「配当等」の下に「又は譲渡収益」を加え、同条第一項中「同じ。」の下に「又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で同法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。）」を加え、「、当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものと

される」を削り、「第九条の三の二第一項」の下に「第三十七条の十一の四第一項」を、「当該配当等」の下に「又は譲渡収益」を加え、同条第二項中「第九条の三の二第一項」の下に「第三十七条の十一の四第一項」を加え、同条第三項中「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第五項及び第七項中「当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第九項中「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」を削り、「なつてゐる当該」の下に「租税条約の」を加え、「ものとされる」を削り、同条第十二項中「これらの規定」を「第一項に規定する配当等及び譲渡収益並びに第三項、第五項、第七項及び第九項」に、「当該配当等」を「これらの配当等及び当該譲渡収益」に改め、同条第十三項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同項の表第一百七十二条第一項第一号の項中「非居住者に係る」を「分離課税に係る所得税の」に、「税率」又は「を」を「所得税の税率」又は「に改め、同表第一百七十二条第一項第三号の項中「配当等」の下に「又は譲渡収益」を加え、同条第十五項第二号及び第四号中「申告不要第三号の項中「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第十七項第一号及び第四号中「特定利子に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源

源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第十九項第二号及び第五号中「特定収益分配に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第二十一項第二号及び第五号中「申告不要特定配当等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第二十三項第二号及び第五号中「特定懸賞金等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第二十五項第二号及び第五号中「特定給付補填金等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改める。

第三条の三第一項中「当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第二項中「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削る。

第四条第一項中「（資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。）」「」、「当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第三項中「当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第五項中「当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削

る。

第五条の二第一項中「第五条の二第一項」を「第五条の二の二第一項」に改め、同条第三項中「第五条の二第三項」を「第五条の二の二第三項」に改め、同条第六項中「第五条の二第六項」を「第五条の二の二第六項」に改め、同条を第五条の二の二とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例)

第五条の二 相手国等の相手国等転出時課税の規定の適用を受けた所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が、当該適用に係る資産の譲渡（同法第六十条の二第四項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）又は未決済信用取引等（同法第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引等をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）若しくは未決済デリバティブ取引（同法第六十条の二第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）の決済をした場合において、当該相手国等との間の租税条約の規定において当該譲渡又は決済による所得について課する所得税の課税標準又

は所得税の額の計算に当たつて当該適用を受けたことを考慮するものとされているときは、当該資産（同法第六十条の四第一項の規定の適用があるものを除く。）については同法第六十条の四第一項に規定する外国転出時課税の規定の適用を受けた有価証券等と、当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引（同条第二項の規定の適用があるものを除く。）については同条第二項に規定する外国転出時課税の規定の適用を受けた未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引とそれぞれみなして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額、山林所得の金額」と、「をしたものとみなして当該譲渡に係る」とあるのは「による所得に相当する」と、同条第二項中「をしたものとみなして算出された」とあるのは「による」と、「相当する」とあるのは「相当する金額として算出された金額に相当する」とする。

2 前項に規定する相手国等転出時課税の規定とは、相手国等における所得税法第六十条の二第一項に規定する国外転出に相当する事由その他の事由により当該相手国等に係る相手国居住者等でなくなつた場合に当該相手国等の法令の規定によりその有している資産の譲渡による所得又はその契約を締結している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済による所得に相当する所得について同法第

九十五条第一項に規定する外国所得税を課することとされているときにおける当該相手国等の法令の規定をいう。

3 第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条の二第二項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第三項及び第四項中「、当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第五項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」を削り、「なつている当該」の下に「租税条約の」を加え、「ものとされる」を削る。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第十四条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

第六条第一項ただし書及び第二項ただし書中「ただし、」の下に「新たに業務を開始した個人又は」を、「一部が、」の下に「その業務の開始の日から同日以後五月を経過する日までの間又は」を、「ある

ときは、「」の下に「その業務の開始の日以後二月を経過する日又はその」を加える。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条を削る。

第十条の二第一項中「東日本大震災復興特別区域法」の下に「（平成二十三年法律第二百二十二号）」を加え、同条第五項第一号へ中「ホに」を「トに」に改め、同号へを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号二中「ハに」を「ニ及びホに」に、「百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）」を「百分の十七」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に

係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第十条の二第五項第一号口中「イに」を「イ及びロに」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の五十に相当する金額

第十条の二第五項第二号イ中「前号イ」の下に「及びロ」を加え、同号口中「前号ロ」を「前号ハ」

に、「百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）」を「百分の十」に改め、同号八中「前号八」を「前号二及びホ」に改め、同号二中「前号二」を「前号へ」に、「百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）」を「百分の六」に改め、同号ホ中「前号ホ」を「前号ト」に改め、同号へ中「前号へ」を「前号チ」に改め、同条第十一項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第十条とする。

第十条の二の二第一項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あつた場合におけるその変更に係る区域については」に改め、「この項から」を削り、同条第三項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あつた場合におけるその変更に係る区域については」に改め、同条第九項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同条を第十条の二とする。

第十条の二の三第一項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合

には、五年)」に、「ある場合には」を「あつた場合におけるその変更に係る区域については」に改め、「この項から」を削り、同条第三項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あつた場合におけるその変更に係る区域については」に改め、同条第八項中「第十条の二第七項」を「第十条第七項」に改め、同条第九項中「第十条の二の三第三項」を「第十条の二の二第三項」に改め、同条を第十条の二の二とする。

第十条の三第一項中「定められた東日本大震災復興特別区域法」を「定められた同法」に改め、「定められた復興産業集積区域」の下に「（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）」を加える。

第十条の三の二第一項中「三年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）」に改め、同条第二項中「第十条の二」を「第十条」に改める。

第十条の三の三第一項中「三年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）」に改め、同条第二項中「第十条の二」を「第十条」に改める。

第十条の四第一項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に、「第十条の二の二第三項」を「第十

条の二第三項」に、「第十条の二の三第三項」を「第十条の二の二第三項」に、「第十条の二第四項、第十条の二の二第四項」を「第十条第四項、第十条の二第四項」に、「第十条の二の三第四項」を「第十条の二の二第四項」に、「第十条の二第五項第三号、第十条の二の二第五項」を「第十条第五項第三号、第十条の二の二第五項」に改める。

第十条の五第一項中「東日本大震災復興特別区域法の」を「同法の」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者が取得又は製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産 その取得価額の百分の五十に相当する金額

第十条の五第三項中「第十条第八項第七号」を「第十条第七項第七号」に改める。

第十一条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改める。

第十一条の三中「第十条の二から第十条の二の三まで」を「第十条から第十条の二の二まで」に改める。

第十一条の三の二第一項中「及び第十一項第二号」を削り、同条第三項第一号中「第十条の二の二第一項」を「第十条の二第二項」に改め、同項第二号中「第十条の二の二第二項」を「第十条の二第二項」に改め、同条第七項中「この項から」を削り、同条第十一項中「第十条の二の二の」を「第十条の二の」に、「次に定めるところによる」を「当該個人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。」は、同法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものとみなす」に改め、同項各号を削る。

第十一条の四第一項中「。以下この条及び次条」を「。以下第十一条の六まで」に改め、同条第六項中「、第十一条の六及び第十二条」を「及び第十一条の六から第十二条まで」に改める。

第十一条の六の見出し中「の敷地」を削り、同条第四項中「及び第二項」を「第二項、第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項、第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項中「土地又は当該土地の上に存する権利（同項において「及び」という。）」を削り、「七年」と読み替えて」を「十年」として」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによってその居住の用に供することができなくなった個人が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句として、租税特別措置法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する。

租税特別措置法第三十一条	で当該個人の居住の	が警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等
--------------	-----------	------------------------